

就業支援について

政府は総合経済対策の中で、「人への投資（企業間・産業間の労働移動の円滑化、在職者のためのキャリアアップのための訓練から転職まで一気通貫で支援、労働者のリスクリング支援）」を推進する、としています。

岸田首相は通常国会の中で育休中のリスクリング（学び直し）を後押しするとした発言に批判が集中し弁解に追われました。ピントがずれているとしか言いようがありませんが、スキルアップ・リスクリングといった新たな知識や技能の習得や学び直しにより就業しやすい環境を整備することは大切です。

離職により失業保険を受給中の方、子育てが一段落した主婦、高校を卒業後とりあえずアルバイトをしている若者、定年退職後のまだまだ元気な高齢者等々、新たな仕事に就きたいと考える町民は少なからず存在すると思います。

厚生労働省管轄の公共職業安定所（ハローワーク）が実施している職業訓練（ハロートレーニング）は「公共職業訓練」と「求職者支援訓練」との総称であり、仕事を探している方々を対象とした公的な職業訓練制度です。受講料は原則無料（テキスト代は自己負担）で身につけたいスキルに合わせた多数のコースを用意しています。

「公共職業訓練」は主に雇用保険を受給している方で、「求職者支援訓練」は受給していない方が対象となり、いずれもハローワークで求職申し込みをしている方に限ります。

令和4年（今年度）7月1日から雇用保険の受給資格者についてもハローワーク所長が指示する「公共職業訓練」の対象に「求職者支援訓練」が追加され、雇用保険受給者も「求職者支援訓練」を受講できることになりました。

制度の活用によって雇用保険の受給延長や受講手当（日額500円、40日を限度とする）、通所手当（月額上限42,500円）等が受給できます。

科目については、機械加工、自動車整備、造園、電気工事、塗装、印刷、介護、医療・調剤事務、不動産、パソコンスキル等々様々な分野があり、受講期間は2か

月から2年間のものまであります。

ハローワークへの求職申し込み、失業の認定は4週間に1回指定される認定日に来所する必要があります。また、「ハロートレーニング」を受講するには、募集期間中に来所し面接を受けなければなりません。数回にわたる場合もあります。

現在、大島町や島しょ地域の管轄はハローワーク飯田橋となっています。

住民課長にお聞きします。

大島町民が「ハロートレーニング」を受講する場合にはどのような負担が生じますか。訓練内容や期間によっても異なるとは思いますが離島であるが故の不利と考えられる状況をお聞かせください。

町長にお聞きします。

「ハロートレーニング」は国の就業支援制度であるにもかかわらず離島であるが故に制度の活用が不利な状況であると思います。

希望者は限られてくるかもしれませんがこのような現状にも着目し、離島振興法の延長も踏まえ、島嶼町村会等とも連携を図り、国や東京都に意見や議論を持ち掛けることが必要と考えます。ご見解をお聞かせください。